

令和5年度  
北九州市立霊園募集案内  
(定期募集)

申込期間 令和6年1月9日(火)～

郵送(消印有効)：1月19日(金)迄

インターネット：1月22日(月)迄

※申込にあたっては、この募集要領をよく読んで下さい。

北九州市

# 令和5年度 市立霊園使用者募集の流れ

<p>1 定期募集申込受付 (P. 4～)</p> <p>郵送またはインターネットによる申込 令和6年1月9日(火)～</p>	<p>【郵送】 以下を公園管理課へ送る ・霊園使用申込書</p> <p>※持込不可 ※1月19日(金)消印有効</p>	<p>【インターネット】 北九州市ホームページの電子申請「霊園募集」から申し込む</p> <p>※1月22日(月) 24時00分まで</p>
<p>2 受付番号の送付</p>	<p>申込者全員へ受付番号を記したハガキを送付します。</p> <p>※1月26日(金)までにハガキが届かない場合は、公園管理課へ問合せのこと</p>	
<p>3 申込状況の中間公表 (P. 6～)</p> <p>1月16日(火)</p>	<p>受付期間前半の申込状況を市ホームページで公開します。</p> <p>※公園管理課への個別問合せ可</p>	
<p>4 抽選会について (P. 7～)</p> <p>1月30日(火)</p>	<p>1月30日(火)抽選会 → 1月31日(水)結果発表 ※市職員が抽選くじを引き、当選者、補欠者を決定します。 ※希望者がある区画、納骨堂、共同墓碑のみ公開抽選会を行います(希望者がいない場合は、公開抽選会は行いません)。</p>	
<p>5 抽選結果発表</p> <p>①【市ホームページ掲載】 1月31日(水) 13時～</p>	<p>1月31日(水)13時頃、市ホームページにて発表 ※個別の結果についての電話での問合せ不可。</p>	
<p>②【申込者へハガキで通知】</p>	<p>2月9日(金)までに申込者全員へ抽選結果を記したハガキを送付します。</p> <p>※2月9日(金)までにハガキが届かない場合は、2月13日(火)までに公園管理課へお問い合わせください。</p>	
<p>6 使用許可申請の手続き 【当選者】 (P. 9～)</p> <p>2月1日(木)～ 2月16日(金)</p>	<p>・必要書類を霊園所在地の区役所まちづくり整備課へ提出 ・使用料の支払い など →全て終了後、「使用許可証」を交付します。</p> <p>※期間内に手続きがない場合は、当選辞退とみなします。</p>	
<p>再募集(随時募集) (P. 10～)</p> <p>①【対象区画発表】 2月21日(水)</p> <p>②【募集開始】 2月28日(水) 9時～</p>	<p>①対象区画の発表は、市ホームページで行います。</p> <p>②募集受付は、霊園所在地の区役所まちづくり整備課で先着順にて行います。9時時点で同一区画に複数の申込があれば抽選となります。</p> <p>再募集(随時募集)自体は、募集区画がなくなるまで(次の定期募集の約2ヶ月前まで)随時行います。</p>	

# 令和5年度 北九州市立霊園募集要領（定期募集）

## 1 はじめに

墓所の区画、納骨堂、共同墓碑の壇（以下「区画」という）の管理はご自身で行って頂きます。同一区画に複数の応募があった場合は、抽選を行います。

なお、市立霊園では永代供養は行っていません。

## 2 市立霊園について

- (1) 市立霊園は一家族につき一区画のみ利用出来る、市が管理する霊園です。一区画に建てることのできる墓碑は一基です。募集する区画は全て前使用者から返還を受けて再整備したものです。
- (2) 募集区画は現状のまま引き渡します。必ず現地を確認のうえ、現状にご了承いただける場合のみお申し込み下さい。当選後の墓碑等の建立、除草などの区画の管理は、全て使用者の責任の下で行うこととなります。
- (3) 当選し、申込資格の審査完了後、期限までに使用料を納めていただきます。（納付書での一括納付）
- (4) 使用許可後、3年以内に納骨または墓碑建立をしていただきます。3年以内に納骨・墓碑建立がない場合は、使用許可を取り消します。また、この場合、納付された使用料はお返ししません。
- (5) 現在のところ、市立霊園では年間の管理料等はいただいておりません。使用区画の維持管理は使用者が行うこととなっております。適切な維持管理をお願いします。
- (6) 祭祀の主宰者（霊園使用者）が承継される限り、その区画を使用いただけます。市立霊園では永代供養は行っていませんので、跡を継ぐ人がいない方は、永代供養を行う民間霊園等をご利用下さい。  
祭祀を主宰する人が途絶えることになった場合は、墓碑等を撤去のうえ、焼骨は改葬し（移し）、区画は更地にして返還していただくこととなります。
- (7) 当選後、申込者の後を継いで祭祀の主宰者（霊園使用者）になる予定の方（承継予定者）について記入をお願いしています。将来的に、使用区画を誰が承継していくのか、事前に関係者と相談しておいてください。

### 3 申込者の資格

- (1) 市内居住者（下記①、②の要件をすべて満たす者）
- ① 北九州市内に住所を有する者（住民票の住所が北九州市であること）。
  - ② 2親等以内（祖父母、兄弟まで）の焼骨を所有する者で祭祀を主宰する者。もしくは3年以内に改葬するため、新たに墓所が必要となることが明らかで、祭祀を主宰する者。
- (2) 市外居住者（下記①、②のいずれかの要件に該当する者）。
- ① 北九州市内に本籍を有し、上記市内居住者の申し込み要件②を満たすとき。
  - ② 市内にある親族の墳墓を改葬するために使用するとき（市立霊園の墳墓改葬を除く）。
- 注）生前申し込みや、のど仏などお骨の一部（分骨）での申し込みはできません。

### 4 禁止事項

- (1) 以下の①から⑦までに該当する行為は禁止されておりますので行わないで下さい。これらの違反行為を行った場合、その行為を行ってから2年を経過する日の属する年度中は許可を受けることはできませんのでご注意下さい（今年度違反行為を行った場合は、令和8年4月以降の募集から応募可）。  
令和3年度、令和4年度中に違反行為のあった対象者は2年経過していないことから、応募されても、今年度は許可を受けることはできませんのでご注意下さい。
- ① 既に市立霊園の使用許可（納骨堂、共同墓碑を含む）を受けている方の申し込み。
  - ② 既に市立霊園に納骨されている焼骨を改葬するための申し込み。
  - ③ 同一祭祀、同一焼骨や同一家族での重複申し込み（申し込みは一家族一区画です）。
  - ④ 市立霊園の重複（掛け持ち）申し込み。
  - ⑤ 多数回落選者優遇措置における虚偽申請など申請内容が事実と異なる申し込み。
  - ⑥ 申込後の区画変更及び申込のキャンセルは、正当な理由（申込者の死亡など）を除き、いかなる理由（錯誤、誤記入、伝え間違いなど）であっても受け付けません。
  - ⑦ 当選後の正当な理由（申込者の死亡など）なき辞退。
- (2) 以下の①、②に該当する行為は、許可取消しとなり区画を返還してもらう場合がありますので行わないで下さい。
- ① 許可を受けた目的以外に利用した場合。
  - ② 使用権の譲渡や転貸した場合、その他法令等に違反した場合。

## 5 お願い（注意事項）

多くの方が正しく手続きを行う一方、同時に複数の申し込みや家族で別々の霊園に申し込む、あるいは焼骨の無い方が申し込むなどの禁止行為を行う方がいます。

また、家族に相談せず申し込み、当選後に家族間でトラブルになり取り止める方や、当選しても手続きを行わず最終的に辞退をする方がいます。

このような行為は、市立霊園の適切な募集業務に支障を来たすばかりでなく、当選を待ち望む多くの方の気持ちを踏みにじる許しがたい行為です。

よって、このような事案が判明した場合は、その行為を行ってから2年を経過する日の属する年度中（今回であれば令和8年3月末までの募集について）は対象者またはその焼骨を保有する方は許可を受けることができません。

また、悪質と判断した場合は、事例を市ホームページで公開することがあります。

## 6 申し込み方法 【郵送またはインターネットでの申込に限ります】

郵送またはインターネットでお申し込み下さい（区役所窓口や公園管理課に持参されても一切受け付けません。）

一般墓所は、区画ごとの募集となります。納骨堂、共同墓碑については、申込者が場所を選ぶことができません。申込前に場所や形態など現地をよく確認して下さい。公平性を確保するため、申込後の区画変更及び申し込みのキャンセルはいかなる理由（錯誤、誤記入、伝え間違いなど）であれ受け付けません。

### (1) 郵送の場合 （5ページに提出前のチェックリストがありますのでご確認下さい。）

下記提出書類を封筒に入れ、本ページ下部の【送付先】まで郵送して下さい。

・北九州市立霊園使用申込書（14ページのものを切り離して使用して下さい。）

### (2) インターネットの場合

市ホームページの下記URL（トップページ > 暮らしの情報 > 健康・医療・衛生 > 市立霊園 > 令和5年度 北九州市立霊園定期募集のお知らせ）からアクセスして下さい。（通信料は利用者の負担となります。）

市ホームページ：

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kensetu/04700103.html>



### (3) 申込受付期間

令和6年1月9日（火）～1月19日（金）当日消印有効

※インターネットの場合は、令和6年1月22日（月）

【送付先】（郵送申請の際、↓を点線に沿って切り取り、封筒にのり付けしてお使い頂きます。）

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局公園管理課 行  
< 霊園使用申込書在中 >

(4) 多数回落選者の優遇措置（6ページ参照）

多数回落選者の優遇措置を受けられる方は、使用申込書の所定箇所に必ず記入して下さい。また、当選した際に、過去の落選通知書を提出して頂きます。

なお、「多数回落選者の優遇措置」欄に何も記入がない場合は、落選通知書を持っていないものとみなします。

(5) 受付番号の通知

申込内容を確認後、郵送申請・電子申請を問わず全ての申込者に対しハガキで受付番号を送付します。1月26日（金）までに届かない場合は公園管理課までご連絡下さい。

注1）締め切り間近に、申込書を直接公園管理課まで持参されても受け付けません。

注2）募集区画等は、諸事情により変更となる場合がありますのでご了承下さい。

● 郵送申込の方へ

例年、書類の入れ忘れ、書き漏れが多数あり、事務に時間を要しています。

提出前に下記チェックリストにより確認の上、必要書類を建設局公園管理課へ郵送して下さい。（令和6年1月19日当日消印有効）

手順	チェック項目		チェック欄
1	本書	募集要領をよくご確認ください。 特に「4 禁止事項」、「5 お願い（注意事項）」に該当することが無いようご注意ください。	
2	北九州市立 霊園使用申 込書	記入例（12ページ）の赤字部分を参考に必要事項を <u>もれなく記入</u> していますか。	
3		落選通知書をお持ちの方は、多数回落選者優遇措置の項目で該当 <u>部分にチェック</u> を入れましたか。（チェックがない場合は「落選通 知書を持っていない」とみなします。）	
4	送付物	提出の封筒の中に、 ・「 <u>北九州市立霊園使用申込書</u> 」 <u>を入れましたか。</u>	

## 7 多数回落選者の優遇措置について

(1) 多数回落選者とは、市が公募した市立霊園（納骨堂、共同墓碑を含む）に3回以上落選し、その落選の「抽選結果通知書」を所持している方をいいます。

当選後、使用許可申請時に「抽選結果通知書（落選通知書）」を提出して頂きます。提出できない場合は、いかなる理由であれ資格が無かったものとして全ての抽選を無効とします。虚偽申告であった場合は、その行為を行ってから2年を経過する日の属する年度まで許可を受けることはできません（令和8年4月以降の募集から応募可）。

(2) 優遇措置とは、多数回落選者に対して、一般申込者と比較して2倍（3～4回の落選）から3倍（5回以上）の当選率を設定するものです。

(3) この優遇措置が適用されるのは、平成6年2月以降の「抽選結果通知書」です。ただし、同一年度に2回以上抽選を実施した場合でも、落選回数は1回とします。

優遇措置を受けようとされる方は、「抽選結果通知書」を大切に保管しておいてください。抽選結果通知書の再発行はいたしません。

## 8 申込状況の中間公表について

申込の参考にして頂くため、1月16日（火）に受付期間前半の申込状況を市ホームページで公開します。市ホームページが閲覧出来ない方は、建設局公園管理課まで直接お問合せ下さい。（通信料は利用者の負担となります。）

市ホームページ：

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kensetu/04700149.html>

建設局公園管理課 093-582-2464



## 9 公開抽選会について

### (1) 抽選会概要

同一区画に複数の応募があった場合（一般墓所）や募集壇数以上の応募があった場合（納骨堂、共同墓碑）抽選を行います。

抽選会では、市職員が抽選くじを引き、当選者、補欠者を決定します。

審査の結果、当選者に資格が無いなどが判明した場合または当選者が辞退した場合は、補欠順位の早い人から順次繰り上げ当選とします。

### (2) 公開抽選会について

#### ア 抽選会への来場希望について

抽選会への来場希望者がある区画、納骨堂、共同墓碑のみ公開抽選会を行います（希望者がいない区画、納骨堂、共同墓碑は、公開抽選会は行いません）。

抽選会への来場を希望される方は、使用申込書の欄外にある「抽選会への参加を希望する」にチェック（）をいれて下さい。（各部毎30分程かかる見込みです。）

抽選会当日は、霊園使用申込受付書（使用申込後に公園管理課から送付するハガキ）を持参して下さい。抽選会への参加は任意で、参加の有無が当落に影響することはありません。

#### イ 感染症対策について

インフルエンザ等の感染症が流行する時期ですので、発熱など体調不良が見られる方には抽選会場への入場をお断りさせて頂く場合がございます。ご了承下さい。



(3) 抽選場所・日時

ア 抽選場所

北九州市役所本庁舎（北九州市小倉北区城内1番1号）12階121会議室

イ 抽選会日時

令和6年1月30日（火） 13時～

※抽選会への参加の希望がない霊園については、公開抽選会を行わないため、時間が前後する可能性があります。

※開場は、抽選会開始の10分前

1部 各納骨堂、 （城山、足立、谷口、高峰、中原）	13時～
2部 東部2区（一般墓所、共同墓碑） （城山、小田山、小石、藤ノ木）	13時30分～
3部 西部3区（一般墓所、共同墓碑） （谷口、本城、十三塚、高峰、中原）	14時～

抽選の結果は、2月9日（金）までに申込者に「抽選結果通知書」を郵送するとともに、抽選日の翌日13時頃に市ホームページに掲載します。（通信料はご利用者の負担となります。）

抽選結果の個別の問い合わせには対応できかねますので、公園管理課または各区役所まちづくり整備課への電話でのお問合せはお控え下さい。

抽選結果発表：

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kensetu/04700111.html>



※2月9日（金）までに「抽選結果通知書」（ハガキ）が不着の場合は、2月13日（火）までに公園管理課（TEL093-582-2464）まで申し出て下さい。

## 10 当選後の手続き（使用許可申請について）

【2月1日（木）～2月16日（金）霊園所在地の区役所まちづくり整備課で受付】

後日送付する抽選結果通知書（ハガキ）で必要な手続き等をお知らせします。

当選者は、以下の必要書類を受付期間中に霊園所在地のまちづくり整備課に提出してください。

提出後に書類審査を行います。審査に数日かかる場合もあります。申請内容や提出書類が適当でない場合は当選を取り消し、補欠者に資格が移行します。

**【使用許可申請までの流れ】（①から順に⑥まで）**

①市からの当選連絡（抽選結果通知書を送付）

②必要書類を霊園所在地の区役所まちづくり整備課に提出後、資格審査を実施。

<必要書類一覧>

- ・抽選結果通知書（当選通知のハガキ）
- ・申請者世帯全員の住民票（本籍地、続柄記載のあるもの）
- ・埋火葬許可書または改葬許可証（埋葬しようとする方全員分）
- ・認印
- ・代理人の場合は委任状および代理人の身元が証明できるもの（同居の家族の場合のみ委任状は不要ですが身元の判るものを持参して下さい）
- ・多数回落選者優遇措置を受ける方は、落選通知書（抽選結果通知書）全て（持参しない場合は優遇措置対象外として当選を無効とします）。

※ そのほか、ケースによって別途資料の提出をお願いする事があります。

③資格審査に合格後、使用料納付書を渡しますので、2月16日（金）までに銀行等で一括納付して下さい。分割払い、カード払いは出来ません。

④納付後、銀行等の支払済み印が押された納付書をまちづくり整備課へ提出して下さい。

⑤納付を確認した後、3年以内に納骨（墓所の場合は墓碑建立と納骨）を行う旨の誓約書を提出して頂きます。3年以内に納骨が無い場合は許可を取り消します。

⑥全てが終わりましたら、「使用許可証」をお渡しします。使用許可証は、使用許可を受けたことを証する重要な証書です。墓碑の工事手続き、納骨、使用者の承継、改葬など、今後も各手続きにおいて必要となりますので大切に保管して下さい。

※ 2月16日（金）の申請期間内に手続きをされない場合は、当選を辞退したものとみなします。

正当な理由なき辞退は、2年を経過する日の属する年度まで許可を受けることはできなくなります（令和8年4月以降の募集から応募可）。

## 11 再募集（随時募集）について

【2月21日（水）～ 対象区画を市ホームページ及び公園管理課で発表】

【2月28日（水）午前9時～霊園所在地の区まちづくり整備課で受付開始（先着順）】

今回の募集で申込が無かった区画は、先着順による再募集（随時募集）を行います。募集の受付で、希望する区画の申込者が一名だけの場合は、そのまま当選となります。

ただし、同日午前9時に同じ区画を希望する方が複数いる場合は、その場で抽選を行い当選者と補欠者を決定します。

いずれの場合も、後日、9ページ「10 当選後の手続き（使用許可申請について）」の必要書類を提出して頂き申込資格を確認します。

資格がない等が判明した場合は当選を取り消し、3ページ「4 禁止事項（1）」に該当する場合は、その行為を行ってから2年を経過する日の属する年度まで許可を受けることはできません（令和8年4月以降の募集から応募可）。

なお、再募集時の落選は多数回落選者優遇措置の対象外です。

※ 納骨堂は、多くの申し込みがあるため、例年、再募集の対象とはなっていません。

※ 随時募集自体は、募集区画がなくなるまで（次の定期募集の約2ヶ月前まで）随時行います。

## 12 問合せ先

○不明な点は、投函・インターネット申し込み前に、お電話にてお尋ねください。

○募集、抽選その他に関すること 建設局公園管理課 093-582-2464

○当選後の霊園使用手続きに関すること（霊園所在地の区役所まちづくり整備課）

霊園名	問合せ先	電話番号
城山霊園	門司区まちづくり整備課	093-331-1884
足立霊園	小倉北区まちづくり整備課	093-582-3471
小田山霊園	若松区まちづくり整備課	093-761-5325
小石霊園		
藤ノ木霊園		
谷口霊園	八幡東区まちづくり整備課	093-671-0803
本城霊園	八幡西区まちづくり整備課	093-642-1453
十三塚霊園		
高峰霊園	戸畑区まちづくり整備課	093-871-1503
中原霊園		

## 13 令和5年度 募集対象市立霊園の所在地

霊園名	所在地	最寄の交通機関
城山霊園（☆）	門司区大字大里5933-2	西鉄バス「城山霊園前」すぐ
足立霊園（☆）	小倉北区山門町9番及び10番	西鉄バス「山門町」徒歩10分
小田山霊園	若松区深町一丁目11番	市営バス「若松高校前」徒歩10分
小石霊園	若松区原町1番	同 上
藤ノ木霊園	若松区今光二丁目 24番及び25番	市営バス「今光」徒歩10分
谷口霊園（☆）	八幡東区高見三丁目7番	西鉄バス「七条」徒歩10分
本城霊園（☆）	八幡西区大字本城1488	市営バス「力丸町」徒歩10分
十三塚霊園（☆）	八幡西区南王子町1番	西鉄バス「南王子」徒歩5分
高峰霊園（☆）	戸畑区高峰三丁目9番	西鉄バス「岩崎石材店前」徒歩10分
中原霊園（☆）	戸畑区金比羅町1番	西鉄バス「北九州パレス」徒歩10分

※小田山霊園と小石霊園は道路を挟んで向かい合っています。

※中原霊園には駐車場はありません。

※☆印は、管理事務所がある霊園です。